[福祉用具専門相談員向け] ハンドル形電動車椅子の貸与実務における 安全利用のための指導手順書

-ハンドル形電動車椅子を安全にご利用いただくために-

令和3年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

ハンドル形電動車椅子を利用者に安全に利用してもらうためには、福祉用具専門相談員として 利用者が安全に利用できるかどうかの評価に加えて、貸与プロセス全般を通じて丁寧に指導を行う ことが不可欠となります。

このため、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会では、福祉用具専門相談員の皆様を対象と した「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書」を作成しました。

本冊子では、ハンドル形電動車椅子を安全に利用してもらうために、福祉用具専門相談員が利用者に対して行うべき指導の内容・手順を示しています。また巻末資料では、評価項目や指導項目を一覧化したチェックシートや、本冊子で紹介している各種の書式例をとりまとめており、指導の現場で活用いただけるようになっています。

利用者が安全に利用できるかどうかを見極めるに際しての考え方や評価項目をとりまとめた、別冊子「「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン」」と併せ、福祉用具専門相談員の皆様が本冊子を活用し、利用者に対する適切な指導を通じて、ハンドル形電動車椅子の安全利用の更なる促進につながれば幸いです。

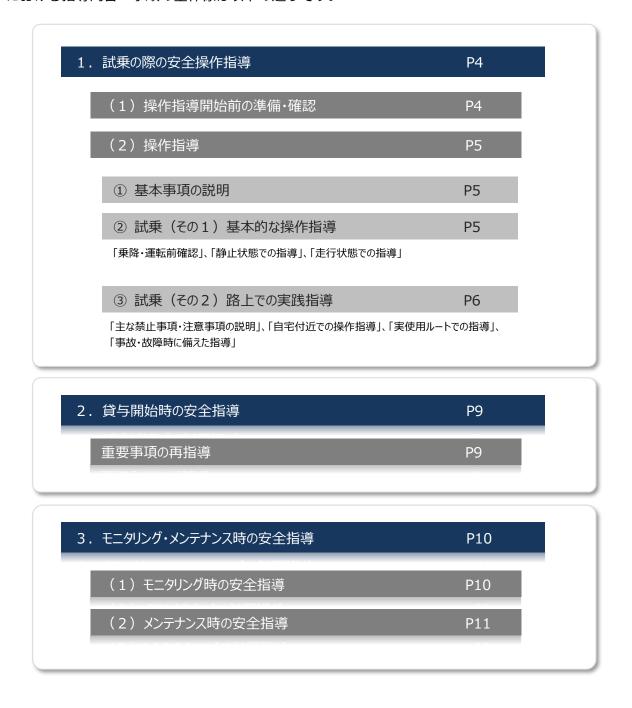
本冊子は、各種の電動車椅子の中でも、最も普及台数の多い「ハンドル形電動車椅子」に関する内容となっています。また介護保険による貸与のケースを対象としています。

目次

第 1	章	全般	1
	1.	本冊子の全体像	1
	2.	参考冊子(本冊子と併せて使用する冊子など)	2
	3.	ハンドル形電動車いすの各部名称	3
第 2	2章	安全利用のための指導手順	4
	1.	試乗の際の安全操作指導	4
	(1	1)操作指導開始前の準備・確認	4
	(2	2)操作指導	5
	2.	貸与開始時の安全指導	9
	3.	モニタリング・メンテナンス時の安全指導	10
	(1	1)モニタリング時の安全指導	10
	(2	2)メンテナンス時の安全指導	11
	4.	まとめ	12
桊⇉	- 答:	* 3.	12

1. 本冊子の全体像

本冊子では、ハンドル形電動車椅子を利用者に安全に利用してもらうために、利用開始にあたって福祉用具専門相談員が指導すべき内容・手順を説明しています。指導の主な場面、およびそれぞれの場面における指導内容・手順の全体像は以下の通りです。



2. 参考冊子(本冊子と併せて使用する冊子など)

本冊子は、福祉用具専門相談員の皆様が行う、ハンドル形電動車椅子の貸与可否の評価に的を絞った 内容としています。利用者に対する実際の評価にあたっては、併せて以下の冊子類を併用するようにし てください。

[参考冊子(出典)]

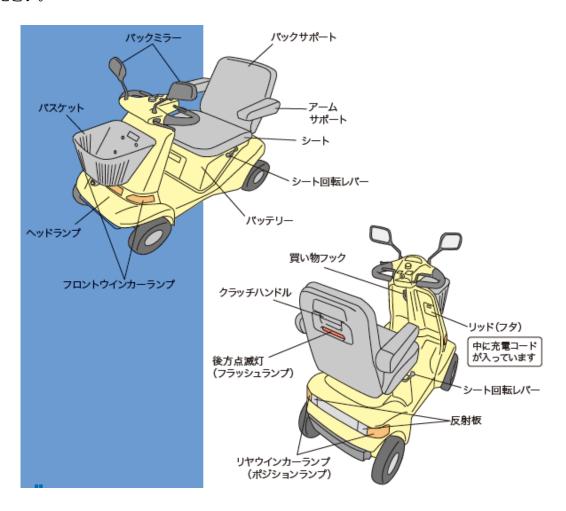
- ・「電動車いす 安全利用の手引」(電動車いす安全普及協会) https://www.den-ankyo.org/guidance/img/tebiki_all.pdf
- ・「電動三輪車四輪車 使い方手引き」(公益財団法人テクノエイド協会) http://www.techno-aids.or.jp/research/vol13.pdf

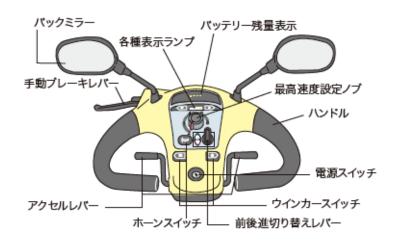




3. ハンドル形電動車いすの各部名称

本冊子は、福祉用具専門相談員の皆様が行う、ハンドル形電動車椅子の貸与可否の評価に的を絞った 内容としています。利用者に対する実際の評価にあたっては、併せて以下の冊子類を併用するようにし てください。





[出典] 「電動三輪車四輪車 使い方手引き」 (公益財団法人テクノエイド協会)

1. 試乗の際の安全操作指導

(1) 操作指導開始前の準備・確認

利用者のほとんどは初めてハンドル形電動車椅子を使用する方であるため、**まずは、安全に試乗を行ってもらうための事前の準備や確認が必要**となります。主な準備・確認事項を以下に示します。

巻末資料 1 参照

分類	実施項目
機種の選定	□利用者のニーズを踏まえ、複数機種の提示を行う。 □付属品等をつけた結果、車体の大きさの基準(※)を超過する場合は、住所地を管轄する警察署で、予め確認申請手続を済ませておく。 (※) 長さ 120cm 以内、幅 70cm 以内、高さ 120cm 以内(ヘッドサポートを除いた高さ) □急坂がある場合は、登降坂性能に関する警告機能の付いた機種を選ぶ
試乗ルートの設定	□収集した情報をもとに、利用頻度の高い目的地を選び、試乗ルートを設定する。 □試乗ルートに踏切・坂道がないか、交通量が多いかをどうかを、予め利用者に確認する。
安全な練習場所の確保	□「基本的な操作指導」を行うのに適した場所(人気の少ない平らな広い場所)を選ぶ
保管場所の確認	□スペースの広さ、出し入れの容易さ、電源の場所を確認する
自宅前道路の状況確認	□自宅敷地からの段差、自宅前道路の状況(広さ、勾配など)、交通量を確認する
その他注意事項	□明るい色の長袖・長ズボンおよび帽子の着用を促す。 □「飲酒状態での操作」、「走行中の携帯電話の使用」は厳禁である旨を事前に念押しする。

- ●試乗ルートの設定に際し、危険性の高い場所が存在する場合は、迂回路の有無も含め、 下見を行うようにします。
- ●後述する「基本的な操作指導」について、やむなく路上を使用する場合は、安全確保の 観点から複数名(指導担当・路上安全確認担当)を手配するようにします。

(2)操作指導

①基本事項の説明

実際の操作指導に入る前に、ハンドル形電動車椅子の構造・機能や、利用にあたって遵守すべき交通法規、などの基本的な事項を説明し、ハンドル形電動車椅子とはどういうものなのかの概要を理解してもらうようにします。

巻末資料 1 参照

分類	指導内容
基本的な構造・機能	□バッテリー(電池)で動く □速度は歩行者並み(最高速度 6km/h)
基本的な交通法規	□歩道を通行 □歩道がなければ右側通行(歩行者と同じ)

②試乗 (その1) 基本的な操作指導

ここからは具体的な操作指導となりますが、**いきなり路上を走行してもらうのは危険です。**まずは 静止した状態で基本となる操作方法を説明し、その後安全な場所で実際に動かしてもらう段取りで指 導を進めます。

巻末資料1参照

分類	指導内容		
乗降・運転前確認	〈安全な乗車・降車方法〉 □乗ってから電源「入 (ON) 」 □座席の回転方法	□電源「切(OFF)」にしてから降りる □ひじかけの操作(坂道で体を保持)	
米村 注抗的	<運転前確認事項> □バッテリー(電池)の残量確認 □バックミラー調節	□速度設定(まずは最低速度から) □アクセル・ブレーキの効き具合確認	
操作指導① 静止状態での指導	<操作指導内容(静止状態)> □①キー・電源スイッチ操作 □③ハンドル操作 □⑤ウインカー操作 □⑦手動ブレーキ操作 □⑨バックミラーの調整及び確認 □⑪手押しスイッチ操作	□②アクセル操作(電磁ブレーキ) □④速度設定スイッチ操作 □⑥ライトスイッチ操作(常に点灯) □⑧クラッチ操作 □⑩クラクション操作 □⑪召声案内機能操作	
操作指導② 走行状態での指導	<操作指導内容(走行状態)> □①前進(低速⇒中速⇒高速)・後進 □②停止 □③右折・左折(内輪差)・旋回 □④急停止(アクセルを強く握るなどの機能が備わっている場合) □⑤段差昇降(静止状態で3cm)		

- ●試乗時に事故を起こさないよう、特に運転前確認時のアクセル・ブレーキの効きについては、事前に相談員自身で確認しておくようにします。また最初の走行指導の際は、必ず最低速度で行うようにします。
- ●運転免許保有歴のない利用者に対しては、1つ1つを指さしで分かりやすく丁寧に説明するようにします。

③試乗(その2)路上での実践指導

基本的な操作指導が終了したら、いよいよ実践的な指導となります。まずは路上を走行する際の禁止事項・注意事項を説明した上で、保管場所からの出し入れや、自宅敷地から自宅前道路での出し入れなど、**主に自宅付近での操作指導から始めます。**

巻末資料 1 参照

分類	指導内容
(1) 主な禁止事項・ 注意事項の説明	< 主な禁止事項> □1 人での踏切横断、1 人での夜間使用 □急坂での使用 □道路の斜め横断 □飲酒運転 □走行中の携帯電話の使用 <主な注意事項> □段差・溝の走行(直角に進入) □バッテリー(満充電にしてから利用) □歩道の利用 (歩行者との接触に注意) □内輪差(曲る時は少し大回りに)
(2) 自宅付近での操作指導	□保管場所からの出し入れ □自宅敷地から自宅前道路での出し入れ □バッテリー(電池)充電

- <主な禁止事項> で記した事項は、いずれも重大な事故につながる可能性のある行為であるため、機会あるごとに繰り返し指導することが大切です。
- ●保管場所や自宅前道路からの出し入れは、使用環境が大きく変化する場面となりますの で、慣れるまで繰り返し練習してもらうようにします。

③試乗(その2)路上での実践指導(続き)

ここまでの指導で操作に**ある程度慣れてきたら、メインとなる路上での実践指導に移ります。**予め設定した使用ルートを実際に同伴し、指導した操作がスムーズにできているか、危険な運転をしていないか、実使用ルートで危険な箇所がないかを確認します。

巻末資料 1 参照

分類	指導内容
分類 (3) 実使用ルートでの指導	〈操作面の指導〉 □「走る・止まる・曲がる」にかかわる基本操作(復習) □危険回避にかかわる指導〉 ⑤歩道または道路の右端を走行 □段差・歩行者・障害物への対応の仕方 □右左折時の留意点(内輪差の認識。ウインカーの消し忘れに注意) □要所要所での安全確認(交差点、信号、横断歩道) □屋内施設(自動ドア、エレベーター)の対処方法 □訪問先(スーパー、病院など)での駐車場所 □坂道・傾斜地での走行 〈環境面〉 □踏切や急坂は走行しない (別の迂回ルートを使う。やむを得ず走行する場合は介助者が同伴)
	□日中に自宅に戻ることが可能な範囲内での利用とし、夜間や悪天候での利用は控える。 □飲酒状態での利用は厳禁。

- ●本質的な理解を促すためには、注意事項(「気を付けること」)だけでなく、理由(「なぜ気を付けるのか」)についても丁寧に説明することが必要です。また良かった点を具体的に利用者に伝えることも、安全利用のモチベーション向上につながります。
- 1 つの試乗ルートで指導項目が網羅できない場合、可能であれば他のルートを使って確認しましょう。
- ●操作がスムーズにできるかどうかも大切ですが、その前に交通法規を正しく守っているかどうかが安全利用の大前提となります。このため、操作面のみならず、交通法規遵守の面についても重点的に指導を行い、問題ないかどうかを確認することが大切です。

③試乗(その2)路上での実践指導(続き)

操作指導が一通り終了したら、最後に事故・故障時などの非常時に備えた指導も行います。**まずは 危険な状態から脱することを最優先し、身の安全を確保できた段階で緊急連絡を行うことが鉄則**となります。

巻末資料 1 参照

分類	指導内容
(4) 事故・故障時に備えた指導	<考え方> □まずは自身の安全を確保(その場から離れるのが基本) □自力で自身の安全を確保できない場合は、周囲に危険を知らせる □家族・ケアマネジャー・相談員等に連絡(軽微な事故・トラブルでも必ず連絡) <非常時の操作> □手動操作の方法(非常時以外はクラッチ操作を絶対にしない)

- ●利用者が自力で緊急時に対処することができない場合も多いため、利用の際は携帯電話に加え、ブザーや笛など周囲に異変を知らせる手段についてもアドバイスを行いましょう。
- ●イザという時に対応できるよう、緊急停止などの非常時の操作については、安全を確保 した上で実際に試してもらいましょう。

2. 貸与開始時の安全指導

貸与の開始にあたり、安全利用に関する重要事項について、再度利用者に説明します。 主な重要事項としては下記の項目が挙げられますが、**試乗時の指導の際に気になった点については、** 特に重点的に指導します。

<使用開始時の重要事項> □バッテリー容量に注意
と利用性の毛面車項へ
<利用時の重要事項> □坂道・傾斜地での走行(重心のかけ方)
□歩道または道路の右端を走行
□段差・歩行者・障害物への対応の仕方
□右左折時の留意点(内輪差の認識)
□要所要所での安全確認(交差点、信号、横断歩道)
□屋内施設(自動ドア、エレベーター)の対処方法
<緊急時における重要事項>
□自力で自身の安全を確保できない場合は、周囲に危険を知らせる(ブザーや笛などを常に携行)
□家族・ケアマネジャー・相談員等に連絡(携帯電話を常に携行。ただし操作しながらの走行は禁止)

指導時の Point

●口頭のみで説明するのではなく、貸与時に一緒に渡す安全利用の手引や取扱説明書を用いて、該当箇所を指し示したり、ペンでマークをつけるなど、利用者にとって分かりやすい工夫を心がけることが望まれます。

3. モニタリング・メンテナンス時の安全指導

(1) モニタリング時の安全指導

P19 の「モニタリング時の確認項目」を踏まえ、「問題あり」の項目があった場合、問題点に応じた指導を行います。特に下記のうちの「操作面」、「安全面」、「使用環境」については、利用者の路上走行に相談員も同行し、正しく実践できていない場合は、その場で指導を行うようにします。

[モニタリング時の確認項目(安全利用に関する状況)]

巻末資料 1 参照

分類	番号	主な確認項目	確認のポイント	確認結果
	1	製品の状態	■外観等で目立つキズはないか ■走行機能は正常か	□問題なし □問題あり
	2	走行距離	■利用目的に照らし、適切な距離か	□問題なし □問題あり
	3	操作面	■「走る・止まる・曲がる」にかかわる基本操作は問題なくでき ているか	□問題なし □問題あり
安全利用に関する状況	4	安全面	■貸与開始前の安全面での指導を実践できているか■交通法規を遵守しているか■契約時の確認事項を遵守しているか■事故やヒヤリハットに遭遇していないか	□問題なし □問題あり
	5	使用環境	■契約時に想定していた使用目的やルートに変更はないか■契約時に想定していた使用ルートで危険個所が新たに生じていないか	□問題なし □問題あり

指導時の Point

●問題事象の背後には直接的な原因があり、さらにその背後には間接的な原因が含まれている場合もあります。このため指導の際は、表面に現れる問題事象だけを見るのではなく、「なぜ」を繰り返して問題事象の本質的な原因を掴むことが大切となります。

(2) メンテナンス時の安全指導

メンテナンスにおいては、故障や破損等の不具合の有無を詳細に確認しますが、**不具合の内容によっては、操作ミス、安全確認の不足、目的外利用などの不適切な使用が疑われる場合があります。**主な着目点は以下の通りとなりますが、こうした状況が見られた場合は、不具合の発生原因を利用者に確認し、当該原因を踏まえた上で利用者に対して改めて安全指導を行います。

[不適切な使用が疑われる不具合の例]

1. 車体や足回りに損傷や変形がある	回りに損傷や変形がある		
想定される問題点	指導内容		
不適切なハンドル操作	正しいハンドル操作方法		
車体サイズの認識不良	車幅感覚		
前方・左右・後方の確認不足	前方・左右・後方の確認方法		
状況に応じた減速・停止の未実施	状況に応じた減速・停止		

2. 走行距離が極端に長い、タイヤの摩耗が激しい			
想定される問題点	指導内容		
目的外利用	目的の範囲内での利用		

3. バックミラー位置の不良			
想定される問題点	指導内容		
後方未確認	後方確認の徹底		

4. ホーンスイッチ周辺の汚れ	
想定される問題点	指導内容
ホーンの未使用	必要な時に鳴らすよう指導

指導時の Point

メンテナンスで指摘するまで、使用者が不具合に気づいていないこともあります。この ため、気づかなかった不具合があれば、不具合発生時の特徴(異音、振動、制動距離など) についても説明し、おかしいと感じたらすぐに連絡するよう指導することも重要です。

4. まとめ

[ハンドル形電動車椅子の安全利用のための指導手順のまとめ]

指導場面	指導内容		指導のポイント
	(1)事前の準備	ਜ਼・確認	安全に試乗を行ってもらうための、事前の準備や確認を励行する。
		①基本事項の説明	ハンドル形電動車椅子の特性や交通法規を正しく理解してもらう。
1. 試乗の際の安全 操作指導		②基本的な操作指導	まずは静止した状態で基本となる操作方法を説明する。 (いきなり路上を走行させない)
	(2)操作指導	③路上での実践指導	以下の手順で指導する。 1)「主な禁止事項・注意事項の説明」 2)「自宅付近での操作指導」 3)「実使用ルートでの指導」 4)「事故・故障時に備えた指導」
2. 貸与開始時の安全 指導	重要事項の再指導		安全利用に関する重要事項について、利用者に再度念押しをする。
3. モニタリング・メンテナンス	(1)モニタリング時の安全指導		「モニタリング時の確認項目」を踏まえ、問題点に応じた指導を行う。
時の安全指導	(2)メンテナンス	は時の安全指導	不具合の発生原因を踏まえ、利用者に対して安全指導を行う。

利用者にハンドル形電動車椅子を安全に利用してもらうためには、貸与プロセス全般を通じた福祉用具専門相談員による丁寧な指導が不可欠となります。一連の指導で最も重要なことは**「安全が何よりも優先する」ことを利用者に認識してもらうことです。**そのためにもまずは、福祉用具専門相談員自身が安全重視のスタンスに立ち、繰り返し根気強く指導を行うことが事故防止につながります。

卷末資料

巻末資料1:各種チェックリスト

- ー ハンドル形電動車椅子の操作に関する指導および評価に関するチェックリスト
- ー モニタリングチェックリスト
- ー メンテナンスチェックリスト

巻末資料2:事故報告書フォーマット

ハンドル形電動車椅子の操作に関する指導および評価に関するチェックリスト

操作指導開始前の準備・確認

分類	実施項目	チェック欄
機種の選定	□利用者のニーズを踏まえ、複数機種の提示を行う □付属品等をつけた結果、車体の大きさの基準(※)を超過する場合は、住所地を管轄する警察署で、予め確認申請手続を済ませておく。 (※)長さ120cm以内、幅70cm以内、高さ120cm以内(ヘッドサポートを除いた高さ) □急坂がある場合は、登降坂性能に関する警告機能の付いた機種を選ぶ	
試乗ルートの設定	□収集した情報をもとに、利用頻度の高い目的地を選び、試乗ルートを設定する □試乗ルートに踏切・坂道がないか、交通量が多いかをどうかを、予め利用者に確認する	
安全な練習場所の確保	□「基本的な操作指導」を行うのに適した場所 (人気の少ない平らな広い場所) を選ぶ	
保管場所の確認	□スペースの広さ、出し入れの容易さ、電源の場所を確認する	
自宅前道路の状況確認	□自宅敷地からの段差、自宅前道路の状況(広さ、勾配など)、交通量を確認する	
その他注意事項	□明るい色の長袖・長ズボンおよび帽子の着用を促す □「飲酒状態での操作」、「走行中の携帯電話の使用」は厳禁である旨を事前に念押しする	

操作に関する指導・評価項目

①基本事項の説明

基本的な

交通法規

チェック・コメント 参照冊子 分類 指導内容 評価項目 ページ 記入欄 □問題なし □バッテリー (電池)で動く 基本的な 電:-□問題あり 構造・機能 □速度は歩行者並み(最高速度6km/h) テ:8 □説明や特性を適切に理解できているか

「電」:電動車いす安全普及協会冊子/「テ」:テクノエイド協会冊子

電:1~4

テ:3

②試乗 (その1) 基本的な操作指導

□歩道を通行

□歩道がなければ右側通行(歩行者と同じ)

②試栞(その1):	基本的な採作拍导			
乗降・運転前確認	⟨安全な乗車・降車方法> □乗ってから電源「入(ON)」 □電源「切(OFF)」にしてから降りる □座席の回転方法 □ひじかけの操作(坂道で体を保持) 〈運転前確認事項> □バッテリー(電池)の残量確認 □速度設定(まずは最低速度から) □バックミラー調節 □アクセル・ブレーキの効き具合確認	電:5~7 テ:8	□歩行および乗車・降車が自力で安定してできるか □説明通りに実践できるか	□問題なし□問題あり
操作指導① 静止状態での 指導	<操作指導内容(静止状態)> □① キー電源スイッチ操作 □② アクセル操作(電磁ブレーキ) □③ ハンドル操作 □④ 速度設定スイッチ操作 □⑤ ウインカー操作 □⑥ ライトスイッチ操作 (常に点灯) □⑦ 手動ブレーキ操作 □⑧ グラッチ操作 □⑨ バックミラーの調整及び確認 □⑩ クラクション操作 □⑪ 手押しスイッチ操作 □⑪ 手押しスイッチ操作	電: テ:7	□操作手順が理解できるか □操作がスムーズかつ確実にできているか	□問題なし□問題あり
操作指導② 走行状態での 指導	<操作指導内容(走行状態)> □①前進(低速⇒中速⇒高速)・後進 □②停止 □③右折・左折(内輪差)・旋回 □④急停止(アクセルを強く握るなどの機能が備わっている場合) □⑤段差昇降(静止状態で3 c m)	電: – テ: –	□操作手順が理解できるか □操作がスムーズかつ確実にできているか □反応速度に問題ないか	□問題なし □問題あり

分類	指導内容	参照冊子ページ	評価項目	チェック・コメント 記入欄
(1) 主な禁止事項・ 主意事項の説明	<主な禁止事項> □1人での踏切横断、1人での夜間使用 □急坂での使用 □道路の斜め横断 □飲酒運転 □走行中の携帯電話の使用 <主な注意事項> □段差・溝の走行(直角に進入) □バッテリー(満充電にしてから利用) □歩道の利用(歩行者との接触に注意) □内輪差(曲る時は少し大回りに)	電:11~12 テ:10~13	□説明を適切に理解できているか	□問題なし□問題あり
(2) 自宅付近での 操作指導	□保管場所からの出し入れ □自宅敷地から自宅前道路での出し入れ □パッテリー(電池)充電	電: - テ: -	□衝突・転倒などのリスクはないか □敷地から出る際に安全確認ができているか? □安全かつスムーズな出し入れができているか □保管場所付近にコンセントはあるか、充電操作がスムーズ にできるか	□問題なし□問題あり
(3) 実使用ルート での指導	<操作面の指導> □「走る・止まる・曲がる」にかかわる基本操作(復習) □危険回避にかかわる指導 <安全面での指導> □歩道または道路の右端を走行 □段差・歩行者・障害物への対応の仕方 □右左折時の留意点 (内輪差の認識。ウインカーの消し忘れに注意) □要所要所での安全確認 (交差点、信号、横断歩道) □屋内施設(自動ドア、エレベーター)の対処方法 □訪問先(スーパー、病院など)での駐車場所 □坂道・傾斜地での走行 <環境面> □踏切や急坂は走行しない(別の迂回ルートを使う。やむを得ず走行する場合は介助者が同伴) □日中に自宅に戻ることが可能な範囲内での利用とし、夜間や悪天候での利用は控える。 □飲酒状態での利用は厳禁。	電:10~13 テ:14~19	〈全般〉 □指導した内容を理解し、実践できているか □指導内容を軽視するような言動はみられないか □交通法規を守れているか □危険の回避ができているか 〈安全面〉 □歩道または道路の右端をふらつきなく走行できているか □歩行者や障害物を確実にかわし、安定走行を維持できるか □段差の乗り越えは適切に対処できているか □右左折時に内輪差を意識した走行ができているか □右左折時に内輪差を意識した走行ができているか □右左折時に内輪差を意識した走行ができているか □右を折けに内輪差を意識したまでかできているか □自動下アの通過やエレベーターの乗降はスムーズにできるか □訪問先での保管・乗降スペースにおける安全性は問題ないか □坂道・傾斜地での重心のかけ方は適切にできているか 〈環境面〉 □走行経路の安全性に問題はないか - 急坂・踏切の有無 - 転落リスクの有無(ガードレールのない路肩の傾斜した道、ふたのない側溝や用水路など) - 車両や歩行者が多く歩道のない狭い道の有無 - 信号機の間隔が短い交差点、など □1回の走行距離は満充電で十分に余裕のある範囲内か	□問題なし□問題あり
(4) 事故・故障時に 備えた指導	<考え方> □まずは自身の安全を確保(その場から離れるのが基本) □自力で自身の安全を確保できない場合は、周囲に危険を知らせる □家族・ケアマネジャー・相談員等に連絡(軽微な事故・トラブルでも必ず連絡) <非常時の操作> □手動操作の方法 (非常時以外はクラッチ操作を絶対にしない)	電: - テ: -	□指導した内容を理解し、実践できるか □指導内容を軽視するような言動はみられないか	□問題なし□問題あり
		その他気づ	= 事項	
		2-7-10-20-70		

□手動操作の方法 (非常時以外はクラッチ操作	乍を絶対にしない)				
		その他気づき	事項		
総合所見	□貸与可(課題·留意点: □再評価·再指導 (理由: □貸与不可	:)	
		1.4			

モニタリングチェックリスト

分類	番号	主な確認項目	確認のポイント	確認結果	問題ありの場合 の指導内容
	1	製品の状態	■外観等で目立つキズはないか ■走行機能は正常か	□問題なし □問題あり	
	2	走行距離	■利用目的に照らし、適切な距離か	□問題なし □問題あり	
安全利用に関する状	3	操作面	■「走る・止まる・曲がる」にかかわる基本操作は問題なくできているか	□問題なし □問題あり	
況	4	安全面	■貸与開始前の安全面での指導を実践できているか ■交通法規を遵守しているか ■契約時の確認事項を遵守しているか ■事故やヒヤリハットに遭遇していないか	□問題なし □問題あり	
	5	使用環境	■契約時に想定していた使用目的やルートに変更はないか ■契約時に想定していた使用ルートで危険個所が新たに生じていないか	□問題なし □問題あり	

分類	番号	主な確認項目	内容
	1	家族の意見	
関係者の 意見	2	ケアマネジャーの意見	
	3	他の医療・介護サービスからの意見 (医療・認知・身体機能)	

メンテナンスチェックリスト

番号	主な点検項目	チェックポイント	確認結果	異常ありの場合 の是正処置
1	車椅子の外観・足回り	損傷がないか	□異常なし □異常あり	
2	ハンドル	操作時にゆるみやがたつきがないか、まっすぐ進むか	□異常なし □異常あり	
3	バッテリーの残量表示	正しく表示されるか	□異常なし □異常あり	
4	バッテリーの状態	劣化・損傷がないか	□異常なし □異常あり	
5	表示パネル	正常に表示されるか	□異常なし □異常あり	
6	速度設定スイッチ	速度が正常に変化するか	□異常なし □異常あり	
7	ヘッドランプ	正常に点灯するか、損傷がないか	□異常なし □異常あり	
8	バックミラー	損傷がないか、正しく調整できているか	□異常なし □異常あり	
9	手動ブレーキレバー	利きが正常か	□異常なし □異常あり	
10	アクセルレバー	利きが正常か	□異常なし □異常あり	
11	ホーンスイッチ(警笛)	正常に鳴るか	□異常なし □異常あり	
12	前後進切り替えレバー	正常に切り替えできるか	□異常なし □異常あり	
13	ウインカー(前・後)	正常に点灯するか、損傷がないか	□異常なし □異常あり	
14	後方点滅灯(フラッシュ)	正常に点灯するか、損傷がないか	□異常なし □異常あり	
15	タイヤ	空気圧は適切か、摩耗していないか	□異常なし □異常あり	
16	反射板	損傷がないか	□異常なし □異常あり	
17	クラッチハンドル	正常に作動するか	□異常なし □異常あり	
18	シートの回転レバー	正常に作動するか	□異常なし □異常あり	
19	オイルの状況	オイル漏れがないか	□異常なし □異常あり	
20	充電器	正常に充電できるか、配線に損傷がないか	□異常なし □異常あり	

全般所見

事故報告書フォーマット

項目	記入内容
記入日	年 月 日
記入者	
事故日時	年 月 日 □午前 □午後 時 分頃
事故場所	
事故状況·原因	
被害状況	
	□なし(自損事故等)
事故の相手	□あり(□加害者 /□被害者)
	氏名: 連絡先:
	□無 □有(入院) □有(通院)
入院・通院の状況	(「有」の場合) 受診者:□本人 □相手 病院名()
警察への届出	□無 □有(警察署)
電動車椅子の状況	破損状況:
	修理の要否 □不要 □要(修理依頼予定先:)
備考	(利用者・家族・ケアマネジャーのコメント、事故の相手方のコメントなど)
添付資料	□事故現場の写真 □電動車椅子の破損状態がわかる写真 □その他()

事故報告書フォーマット
【事故現場付近見取り図】

[福祉用具専門相談員向け] ハンドル形電動車椅子の貸与実務における 安全利用のための指導手順書

-ハンドル形電動車椅子を安全にご利用いただくために-

令和3年3月

発行: 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 【事務局支援】MS&AD インターリスク総研株式会社